

## 第1回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和4年6月3日（金） 午前10時～午前11時40分

### 2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員） 杭田委員、斎藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員  
（労働者代表委員） 小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、吉田委員  
（使用者代表委員） 菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員  
（事務局） 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

### 4 議 事

#### （1）令和4年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・審議日程について
- ・実地視察の実施について
- ・審議会の公開について
- ・審議会運営上の了解事項について

#### （2）その他

### 5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林齊委員、使用者代表委員から松川顕委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

#### （1）令和4年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

##### ア 審議日程について

###### ○丸山会長

それでは議事に入ります。議題（1）のア「審議日程について」に入る前にあらかじめ、労働者代表委員から新規の提案があると聞いています。予定している審議日程に関わる議題と判断しましたので、そちらを先に審議したいと思います。

労働者代表委員から提案内容を説明してください。

###### ○佐々木委員

私どもとしましては、特定（産業別）最底賃金の必要性審議において、

現場で働く人の声をしっかりと聴いた中で、公労使が同じ情報共有のもとで必要性審議を行うべきではないかと考えております。ですから、この日程の中において、できる限り現場からの声、また現場の使用者側からの声をしっかりと聴いた中で審議を進めていただきたいということでございます。5業種ございますので時間をかなり取るということもあるかとは思いますが、審議においてはしっかりと労使のイニシアティブを取るためには、お互いにそういった意見をしっかりと聴き、情報共有することが必要ではないかと考えておりますので、そういったことをしっかりと受け止めていただき、必要性審議において意見聴取を行っていただければありがたいというところでございます。特に、最低賃金決定要覧の224ページにもあるとおり、関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善ということで、労使のイニシアティブを発揮できる改善が必要であると記載されておりますように、しっかりとここを議論し意見を受け止めるということが必要ですので、繰り返しになりますが、そのように行っていただくことが労働者側としてはよろしいのではないかと思います。特に中小企業のところで、公益委員の皆様も現場の声を聴きたいということがございましたので、労働者側または使用者側も中小企業のところでしっかりと現場の声を聴き、今までとは流れを変えることも必要だと思います。今までの流れが悪いということではございませんが、新しい風を吹かせ、新しい感覚を持って意見を聴くということもこの審議会においては必要だと思いますので、その辺をご了解いただきたいと思っております。ただ、この議論の中では使用者側の皆様の意見もあるかと思っておりますので、そこも踏まえてしっかりと議論を尽くして方向性を出していただければと思います。

#### ○丸山会長

趣旨について詳しく説明していただきました。提案の骨子の部分だけ確認いたしますが、必要性の審議についてということでしたので、特定最賃の必要性審議、具体的には特別小委員会をいつも行っておりますけれども、その場で、時間のこともあるけれども5産業すべてについて意見聴取を行いたいということでした。具体的には参考人招致をして、現場の声を労使ともに聴くべきだという提案です。

先ほど申し上げましたように、もしも合意をしてやるということになりますと、スケジュールのほうも変更になる可能性がありますので、まずは具体的なスケジュールの話に入る前に本件について審議をしたいと考えております。それから今のご提案の中身からいくと、審議会の運営

に関する新しい提案ということになりますので、その審議の場としては本審議会か、もしくは必要性が認められたときに設置をすることになっている運営小委員会がありますが、審議日程に関わる件ですので、直ちにこの場で審議をしたいと考えております。よろしいでしょうか。

今、労働者側から労使のイニシアティブという話がありましたが、これは新しい提案ですので、もしも従来のやり方を変えるということになった場合には、公労使とりわけ労使の基本的な合意が必要だと考えておりますので、ぜひしっかりと意見交換していただきたいと思います。

それでは使用者側から新しい提案についてご質問あるいはご意見をお願いしたいと思います。

○松川委員

224ページということでお話ありましたが。

○原委員

すみません、222ページです。

○藤田委員

確認と申しますか、私の知識が不十分なところもあるかと思いますが、お許してください。

2点ございます。まず1点目ですが、情報共有や意見交換、現場の声を聴くということが重要であるというのはそのとおりだと思います。これまでの意見聴取のスタイルではなく、今回新しい提案をされたのに、分かりやすい理由というのがあれば教えていただきたいと思います。

それから2点目でございます。これは事務局に確認すればよいのかもかもしれませんが、この審議は運営小委員会ではなく、スケジュールの関係もあるのでこの本審議会で審議すると会長がおっしゃいましたが、それはあくまでもスケジュールだけの問題でそうなるのか、ルール上そうなるのかということをお願いいたします。

○丸山会長

最初の質問は労働者側への質問ですね。お願いいたします。

○佐々木委員

今までのスタイルは、特別小委員会の中で聴取することがないままで5業種必要性審議ということになっているわけでありまして。ただ、その必要性を考えるうえでは、皆さん各部門からしっかりと意見を聴いた中で必要性審議に入るべきではないかということをおもとして考えているということです。

○原委員

すみません、一つ補足します。必要性審議の有無については公労使3

名ずつで出席し行っております。その中で労働者側としても5業種の担当者から意見を聴取し、この業種はこうです、というふうにお話をしていたと思います。その中で、確かに私どもは意見を聴いてその場でお話ししますが、それでもまだまだ伝わらないところもあるのではないかと、ということで、労働者側とすれば、関係労働者から意見を述べさせていただき、その場で特別小委員会のところで必要性の有無の審議をしたほうが、皆さん共通の認識の中でできるのではないかとということで提案させていただきたいということでございます。

○吉田委員

もう一つございまして、最低賃金審議会はご承知のとおり、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございまして。地域別最低賃金にいたっては、審議会の中で参考人意見ということで呼んでご意見を聴いているという状況です。単純に申し上げて、特定最低賃金にはそれがありません。むしろ特定とする産業別の最低賃金を審議する場において、実際にその産業に携わっている方々のご意見を聴くのは当然ではないかという発想がありました。

また、それとは別にして、私はずっと特定最低賃金に携わっているのですが、特化すると、百貨店・総合スーパーにおいては3年連続で必要性なしという状況にあつて、なぜそのようになるのかということをご3年ずっと考えてきました。そこで必ず行き当たるのが、労使のイニシアティブという言葉において昨年も結構揉めたかなというところがありました。労使のイニシアティブに基づいて、特定最低賃金を決めていくというのがこの審議会の考え方のテーマであります。労使のイニシアティブとは何ぞやということをご非常に悩ましく思っていたところ、要覧の部分で先ほど申し上げたとおり、221ページですが、これは平成14年の中央の産業別最低賃金制度の全員協議会の報告書であり、これが直近の中央での産業別最低賃金に関する考え方の方針であるというふうにご認識しておりました。例えば222ページにある関係労使のイニシアティブについての記載があります。その中の(1)関係労使のイニシアティブ発揮による改善①関係労使の意思疎通、そして②の関係労使の参加による必要性審議という提言がここに載せられています。その4行目のなお書きのところにおいて、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものであるという提言がなされているということでございます。そういった諸々の関係の部分をご考慮して、特定最低賃金でこのような労使の参考人を呼ぶことについては当然のこ

とであると思った次第です。

○丸山会長

念のため一点だけ確認しておきますが、特に労働者側で気にされているのは百貨店・総合スーパーであるということですが、ただし5業種それぞれに事情があるだろうから、5業種とも意見聴取をしたいということではよろしいでしょうか。

○労働者側委員

はい。

○丸山会長

事務局のほうからルールのところ、本審と運営小委員会との関係について、事務的な説明をしていただければと思います。

○事務局

資料No. 2の最低賃金審議会規定集にございますので、6ページの運営小委員会の運営要領をご覧いただきたいと思います。先ほど会長がお話いただいたのはこの部分で、審議会の運営に関することは、本審議会もしくは必要性が認められるときに設置する運営小委員会で審議いただいております。運営小委員会は、必要性が認められたときに設置することにつきましては昨年度も、審議会の了解事項として確認をさせていただいているところでございます。

○丸山会長

私の認識でも、運営に関することはこの本審議会か、もしくは運営小委員会で行っています。それで毎年、この本審議会でも運営小委員会を開く必要があるということを確認した場合には、別途運営小委員会を開くということで人選等が行われておりますが、近年では実際に運営小委員会を開くということはあまり例がありません。本件に関しても運営に関することとなりますが、大まかな基本の方針が決まっていて、細部を詰めてくださいということであれば、運営小委員会で詰めた議論をということになるかと思いますが、これはまったく新しい提案ですので、そもそも方向性をどうするかということが決まっておりませんので、それをこの本審議会の場で行うということだと認識しております。それと議題の関係でいうとスケジュールのことがあるということです。いずれにしても、運営小委員会だけで決定ということにはならず、そこで素案を作ってきてこの本審議会でも最終決定ということになりますので、そういう意味でもまずこの場で議論をしたいということですが、よろしいでしょうか。

○藤田委員

すみません、確認なのですが、ご提案があったことについて今日この本審議会で決めるということにはならないという理解でよろしいでしょうか。つまり、運営小委員会は開かずに、この場で提案については是非を決するという理解でよろしいですか。

○丸山会長

これは必要性審議についての特別小委員会に新たに5業種について参考人を呼ぶという新しい提案ですが、仮にそれについて、では今年度から、あるいは来年度から具体的に時期を定めてやりましょうということになったとしても、細かなところまでこの本審議会の場で決めてしまうというのは難しいということに仮になった場合には、運営小委員会を別途開くことになるわけですが、そこまでを含めてここで決められるということになればここで決めてしまうこととなります。それから当然、これは新しい提案ですので、冒頭で申し上げたように、労使のほうで基本的に合意があるということが前提ですので、もしもこの場で基本的な合意が得られないということになれば、今年度から実施ということにはならないというふうに考えております。基本的な認識はそういうことです。

○藤田委員

これは少なくとも今年度に、という理解でしょうか。

○佐々木委員

私どもとすればこの場で決まるのが可能なのであれば、そのように考えております。ただ、先ほどもお話ししたとおり、事務局のほうで今後の日程調整を図っているわけですので、その部分も含めてそれが本当に可能なかどうかということもあると思います。

○丸山会長

あまり予断を持って議論したくないのですが、基本的に新しい提案について必要性があるのかというのが大本の議論ですが、そのうえで仮に必要性があるということなっても、今年度に間に合うかどうかというのは別の話です。適任者を選べるということもありますし、スケジュールの件もありますので、それもまた別途議論していくことになるかと思えます。

労働者側としては、意見交換の中で、今年度から実施できるのであれば実施をしたいということです。

○菊池委員

去年いろいろな審議を経験して、様々な産業ごとの事情があるのだと随分理解をしました。総論においては、必要性の審議等で現場の声というのも大事だと思います。一方で、我々委員は現場の声も踏まえて臨ん

でいるということもありまして、じゃあどこまでか、という話もあります。ですから現場の声ということについて十分理解できるので、せっかくこういう新しい取組みですし、運営小委員会という組織を作れるのであれば、そこできちっと議論をして、日程の関係があるのならば、来年度からということでもいいのではないかというのが、今の私の個人的な思いであります。

○熊谷委員

従来は専門部会で意見書を事務局で読んでいただくということで、確か1名ずつ代表を選んで、意見書ということでそれぞれの立場で出してもらったものを読んで、労使それぞれの立場で状況や現場の声を聞いたうえで判断するというやり方ですが、それでは不足だということでしょうか。今までのやり方を踏襲しろということではありませんが、5業種に関して、今までのように5本ずつ意見書を出していただいて、それを事務局で読んでいただいて目通ししてという形で足りるのではないかということをお自身感じているのですが、皆さんの意見というのもあると思います。昨年度の第8回の審議会で、このような提案の検討をしているというお話が出ていたと思いますが、実際に今回出てくるのかどうか分からなかったのが急に出てきたところでもありますので、ここで必要性の結論を出すというのは、菊池委員からもありましたが、なかなか明確に判断しきれないところはあると思います。ただ、現場の声を聴き、それを反映させるべきだという考えについては非常に大事だと思うので、そこに関しての異論はありません。

○丸山会長

現場の声を聴くということについて異論は使用者側にもないだろうと思いますが、それを特別小委員会の場に5業種の方を呼んで、すべてやらなくてはならないのか、委員が現場の声をしっかり聴いて参加しているのではないかということですが、その点について、いかがでしょうか。

○佐々木委員

言葉は悪いですが、又聞き的な話になるわけですよ。日程的な問題はあるにしても、お願いした方の意見をしっかりと生で聴くというのが本来であれば必要ではないかと思います。書面で説明しましたと言われても、その方が本当はどういうふうに考えているのか、どのようなことが必要なのかということが文面で捉えられるかどうか、ということがあると思いますので、そういったことからすると、現場の生の声を聴くということが必要なのではないかということです。

○丸山会長

もしこの場である程度の方向性を出したうえで、具体的なことについて運営小委員会でやってくれというふうに皆さん合意をなさるのであれば、そのようにいたしますが、まずは必要性の部分について議論を尽くしたほうがいいかと思います。

○菊池委員

必要性はそのとおりだと思います。これは例えば普通の会社の組合交渉であれば、労働者側の委員なり委員長さんは当然声を聴いて臨んでいますよね。そして経営者は経営者として臨んでいますから、真の声まで伝わっていますよね。ところがこういう国の審議会制度というのは、もともと現場と遠いので、そこをどこまで詰めるかということがあります。今のようなスタイルが国の審議会制度としてはスタンダードでありまして、殊更昨日または当日の午前中まで働いていた人がここに来て話すというのは、審議会運営上はかなりイレギュラーもイレギュラーですから、それをやるからにはそのくらい強い必要性がないと、というのが私の思いです。それらを踏まえて運営小委員会なりできちんと議論をしてもらえればよいという思いです。

○吉田委員

先ほども申し上げたとおり、地域別最低賃金の審議の中では、実際にこういうことに答えてほしいというふうに文章をひな形で投げかけて、それを基にして現場の方がお越しになってご発言いただいています。時間的に無理な場合は代理の、労働者側でいえば組合の代表が文面をもって発言しているというところが経緯であります。特定最低賃金審議会は産業を特定とするところの審議会ですから、その審議において、現場の声というのはさらに必要性があると思っております。杓子定規に話すつもりはありませんが、これは最低賃金法の中の第3章第25条の5項、6項にも、関係労使の意見を聴くものとする謳っている以上、先ほど中央の審議会の提言等を含めて考えていっても、また、地域別最低賃金審議会の中で呼んでお話を聴いているという実態があることも鑑みれば、特定最低賃金においても、必要性があるのではないかと思うところがあります。

○松川委員

現場の声の捉え方だと思いますが、私も実際に会社では労使交渉を行います。現場の声を集約した組合執行部との交渉ということであって、確かに生の声を聴くことは大事です。もし可能であれば広くお聴きすることは大事だと思いますが、私どもは経営者の立場として、地元のいろいろな情報を持って臨んでおりますし、やはり現場の声というところ



の捉え方としてそれをきちんと集約して、もし具体的な声があるのであれば、それは書面でもいいのですが、声をまとめて臨むということが方法ではないかなと思います。私たち労使交渉で何人もいる組合員の前で交渉するというものもないですし、そこは現場の声をきちんと集約した立場の者との交渉を行いますので、そのような形が今回の件に関しては望ましいのではないかと思います。そこに出てくる現場のリアルな声ということもあるのでしょうけれども、きちんととりまとめて集約されたもので臨む形が一番よろしいのではないかと思います。また、スケジュールの問題もありますが、仮にやるにしても今回からというのはいかがなものかと思っています。

○丸山会長

おそらく実情を把握したほうがいいのか、現場の声を聴いたほうがいいのかというところについての判断の違いはないかと思いますが、特別小委員会の場で5業種に関して参考人を呼んで聴く必要があるのか、それぞれの委員がきちんと現場の声を聴いたうえで責任を持って参加して議論しているのではないかということかなと思いますがいかがでしょうか。

○佐々木委員

私どもとしては、そういう流れもあるけれども、やはり文章を集約したといっても分からないこともありますし、こういうことを聴きたいけれども、その文章の中身では分からないこともきちんと説明できるのかという難しい部分もあります。そうなのであれば、お願いした方の話をしっかりと質問の受け答えをしながらやっていくということが必要だということを考えて、今回の提案をさせていただいたということです。ただ、問題なのは、今回この話を出して、時間的に余裕があるのかどうかということですので、今回無理くりねじ込むつもりではないということでもあります。できればソフトランディング的に、次回なら次回、運営小委員会なら運営小委員会でしっかりと議論した中で方向性が出せるのであれば、私どもとしてはその方向性で構わないのかなと思っています。今回提案して今決めるというのは難しいかもしれませんが、私たちの思いとすれば、生の声を聴くというのは必要性があるので、本来であれば今回のところをお願いしたいということはあるのですが、日程上と運営の問題について、大きな時間の制約等があるということであれば、検討はして、柔軟に考えていきたいと思っています。

○丸山会長

松川委員のほうから、仮に呼んだほうがいいのかということになったとしても、今年度からというのはスケジュール的にどうなのかという話があ

りましたし、労使それぞれに適任者を選ぶということができるとかどうかということもあります。

公益側も含めて他にありますか。

○杭田委員

熊谷委員でしたでしょうか、結局金額審議に入った場合は、書面で参考人の意見を伺うということですね。これは、必要性が認められたうえでの金額審議という、金額を検討する参考としてその意見を伺っているというように受け止めています。それで今回の話は必要性審議のところですよ。実態としましては、もう少し踏み込むと、金額審議をすることがテーマですよ。一円でも必ずプラスの引上げが前提で議論が始まる場所です。そういう意味で、引上げの必要性があるのかどうかということと、それを前提で何円上げてほしいとか、今苦しいということ、あるいは支払能力がどうかという話はちょっと枠組が違うという問題があるので、我々はそこをまず理解して検討しなければならないと思っています。

それから、従来は参考人に意見書を願うするときにも、どれくらい欲しいですかとか、意味は変わらないかもしれませんが、金額をどう考えればいいのかという情報を参考材料としていただいていたのを、参考人に伝えなくていいのかとか、聞き方をどうしたらいいのかということを考えておりました。こういうことがテーマになるのではないかと思います。

ただ、例えばその先の必要性審議のところ参考人に意見を伺うとして、金額審議の材料という形でまた重ねて聴くのか、それはもう済んだという話になるのかとか、全体の流れの中での現場の声を聴くという意味をどうしたらいいのかと。運営小委員会の舵取りというのを公益側で考えた場合に、その方向性がもう少し出ていないと、ただ検討してくれというだけでは出発点が見えづらいと思います。いずれ意見を伺うのであれば、書面にしろ対面にしろ、早い段階になるのか、日程の影響を受けるのか分かりませんが、私も地域別最賃で実際に質疑させていただいていますよね。そういうことからすると、形式としては対面で質疑があったほうが良いということは考えております。必要性の有無に関わらず、特定最賃という場面があって、必要性の有無も含めて判断材料として聞いておいたほうが良いということであれば、ご提案のような話が必要だろうということになると思います。必要性審議の意味というのが5年程前までは、全体の申出状況と使用者側の業界についての感触を総じて背景に持ってきたことで判断して必要性が認められてきたと

いうところとはステージが変わったということがあると思いますので、私としましてはそこをもう少しこの場で議論していただけたらいいのかなと思っております。

○丸山会長

先ほどおっしゃられたように、運営小委員会はいくまでも大きな方針が決まっています、具体的に運営はどうするのかということについて集中して議論する場ですので、その前提のところをそこでやってくれと言われても困るということだと思います。ですから、運営小委員会で具体的に何を審議して決めてもらうのかと、そこを含めて運営小委員会に委ねないと、ということがあります。繰返しになりますが、現場の声を聴くということはあったほうがいいことになるかと思えます。今、杭田委員のほうからあったのは、ここで具体的に新規でやろうとしているのは、特定最低賃金についての必要性審議の特別小委員会の場で、ということになるので、これは皆さんご承知のように、具体的な金額審議で実情を知りたいというのとは意味が違いますので、産業の優位性ということを前提にして必要性があるかないかということについて議論するうえで参考になるような声が聴けるかどうか、そしてその声は委員が持ってくるということではなく、現場の人に直接出てもらう必要があるのか、そこになってくるかと思えます。必要性審議について、こういう理由で特に必要だということが労働者側のほうからもう少しありますか。全体としてぜひ前向きに進めようという雰囲気なのであれば、それを前提に具体的な運営の仕方について運営小委員会で検討ということにしたいのですが、まだそこまでに至っていない、現場の声ということについて、どういう声をその場で聴こうとしているかというのが必ずしも理解、同意されていないのかなと。そこがされていないと、委員が持ってきてきちんと議論すればいいのではないかという話に戻ってしまいますので、そこについていかがでしょうか。

○佐々木委員

区分けのところが違うということまでには至っていないけれども、必要性審議、いわゆる入り口のところでの議論として、やはり必要だということを考えるうえでは現場の声というのが必要だと思います。生の声を聴いて意見交換してもらおうということが必要だということがあって、私どもの発言に繋がっています。ただ、金額審議になったときに、もう一度違う人を呼んでやるのかどうかという話ですよ。そこについてどうやっていくかということは使用者側も労働者側もしっかりと検討しなければならぬと思います。ただ、今までの流れからいけば、意見聴取

をとり、文書に起こして金額審議に入っていくということになっているのですが、基本的には、できれば参考人を呼んで話を聴きたいということです。

○菊池委員

先ほど会長がまとめられたのがすごくストンときました。役所の言い方でいうと、これは継続審議となり、次回労働者側から今日の議論を踏まえてさらに整理した提案をいただければ、またまな板にのると思います。できれば、その場合はペーパーにしてもらったほうが紛れが少なくなるので、そういった整理をして次回以降の継続検討に臨まれるというのはいかがでしょうか。

○丸山会長

私もそのほうがよろしいのではないかと思います。おそらくこの状態で運営小委員会に投げても、何を議論して何を答申してよいのかよく分からないということになってしまうので、繰り返しになりますが、きちんと現場の声を聴いて実情を踏まえてやろうということは一致しているかと思しますので、必要性審議の場で、特別小委員会の場で5業種の参考人が必要であるというところの補足説明だと思うので、そこで実際にどのような情報が提供されるのかということ、使用者側が確かに有益な情報が得られそうだとということになれば、それは直接呼んで聴いたほうが良いということになるかと思いますが、今の段階ではそこが十分に説得しきれていないということです。

それからもう一点、確かに手続的に口頭ですつと言われているので、後々のことも考えると、文書の形で提案されると、非常に議論がしやすいので、それも含めて運営小委員会にということではなく、重要な問題提起だと思いますので、次の本審議会で継続審議ということにしたいと思いますが、よろしいですか。そうすると、もちろんその場でぜひ具体的にやりましょうということになってスケジュール調整が可能なのであれば、それはいいのですが、いきなり今年度からというのは事実上難しいかと思いますが、それも含めて、先ほど来使用者側のほうからも、仮に方向性が一致しても、今年度から直ちに実施ということはなかなか難しいのではないかと、これは労働者側だけやるわけにはいかないのか、労働者側も使用者側も責任を持って適任者を選ぶということを含めてだと思しますので、それを考えると、今年度いきなり実施というのはなかなか難しいと思います。もしも実施しようということでもとまれば、来年度に向けて入念な準備をしたうえで、来年度からということなのかなと受け止めております。提案の骨子の部分を繰り返しますが、大事な

問題提起ですので、継続審議として次の本審の場でもう一度議論する、その際には労働者側には少しお手数をおかけしますが、きちんと文書の形で提案をしていただきたいということです。それから今日、特に使用者側あるいは杭田委員のほうから出された指摘を含めてもう少し整理された提案をしていただいて、それを真摯に受け止めてもう一度この場で議論するという扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丸山会長

それでは次回の本審で再度議論したいと思います。

事務局のほう、労働者側から文書を提出してもらいますが、事務的な締切はどうしますか。あまり直前だとお困りになるでしょうから。

○事務局

その点につきましては後日労働者側にご相談させていただきたいと思っています。

○丸山会長

それでは、この場では今年度から新しく実施するということは決めておりませんので、この場においては従来のやり方を前提として日程の審議のほうに入りたいと思います。

議題（１）「令和４年度岩手地方最低賃金審議会の運営について（ア）審議日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料No.3（「令和４年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）」）及び資料No.4（「令和４年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」）をご覧ください。昨年度の第８回審議会において、県最賃は１０月１日、特定（産業別）最賃は年内発効を目標とした資料No.3の審議計画（案）をお示しし、随時、委員の皆様のご都合を確認しながら開催日の設定を行うとの説明をしていたところです。

今般、委員の皆さまから日程表を提出していただきました。これをもとに調整した結果、「日程調整後修正案」として机上配布しております開催計画（案）のとおり当初案を変更したいと考えています。

県最賃専門部会は当初案では８月１日から８月５日まで予備日を含めて５日間確保していますが、これは連日合計５回開催を予定しているということではありません。岩手地方最低賃金審議会における最低賃金の審議の効率化に関する申し合わせ事項で「原則として３回以内」としているところ、今般日程調整した結果、委員の都合が合わなかった８月

2日を開催しないこととし、1回目8月1日、2回目8月3日、3回目8月4日に開催することとし、8月5日に本審を開催したいと思います。しかし3回目で決まらなかった場合は、8月5日の本審を4回目の専門部会に振り替えとしたいと思います。この場合、時刻的にも8月5日に本審を開催することは困難ですので、翌週の8月8日(月)に本審を開催せざるを得ず、発効日は10月2日になることとなります。

また、労働者代表委員から本日提案がなされると聞いていた関係で、予定されている8月17日特別小委員会以降の日程については記載しておりません。別途調整のうえ、お知らせしたいと思います。

以上、今年度の審議計画を確定したいと考えておりますが、岩手地方最低賃金審議会のご意見を賜りたいと思います。

なお、審議の進行具合等により、変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

#### ○丸山会長

最後にありました、審議の進行具合で変更があり得るといったことを前提にということですが、まずはこの開催計画スケジュール案でスタートしてよろしいかということです。ご質問、ご意見あればお願いします。

#### ○熊谷委員

今回3回でということ、前回は3回でということでしたが、やはり4回必要だったということ、それがもし今回もあった場合には、本審が次にずれてくるということ、本審の日程がなかなか厳しいのかなという感じを受けました。その日程を入れたのには事務局のご都合もあるかと思えますし、専門部会委員になる方が対応できるかどうかですけれども、望むわけではありませんが、例えば4日目が10時になっていきますけれども、決まらないのであれば途中時間をかけるとか、午前中だけのつもりなのかも分かりませんが、昼を挟むことも考えると、そのへんのところも含みにしていただければそのまま5日でいけるのかなと。いつぞや午前中やった記憶もありましたけれども、5日の午前中もやるとなると、事務局のご苦労も相当多いのかなと思いました。ですから3回でいいと思いますが、4日については午後もあり得るということ、そういう日程を組めるのかどうか分からないですけれども、そういうことも考えていただければいいのかなと思います。

#### ○丸山会長

私も決して望むわけではありませんが、これまで、予定では2時間のところが3時間4時間になったということもありましたし、皆さん一旦日程調整でご予定を出されているかとは思いますが、急遽直前で日程等

が変わることもあるかと思しますので、専門部会の時間を延長するなり、もう一度やるなりということが出来るのかどうかも含めて先ほど言った、審議の進行具合等による変更もあり得るといことはよろしいですね。おそらく私もそうなるかと思します。それから当然、週をまたぐということで、委員の調整が出来ないということもあり得るかと思しますので、委員の直近の予定と審議の進み具合によって柔軟に対応するという理解でよろしいと思します。事務局はよろしいですね。

○事務局

皆様の日程を確保するために、今回なるべく日にちと時間を決めてお示したほうがよろしいのではないかという思いで作っておりますので、進行具合や皆様のご都合によっては変更もあり得るといことをご理解いただきたいと思します。

○丸山会長

それではそういう理解でということで、とりあえずこれでスタートするということにしたいと思します。

イ 実地視察の実施について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（１）イ「実地視察の実施について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

平成 29 年度から実施している地方最低賃金審議会委員による実地視察につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度及び令和 3 年度は中止としました。

また、令和 4 年 3 月 22 日の第 8 回最低賃金審議会で令和 4 年度の実地視察は「6 月中旬を予定しつつ、実施するか否かの判断は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら令和 4 年度第 1 回最低賃金審議会にて決定する。また、視察先については、水沢地区を含む内陸南部、業種は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと考えられる『飲食・宿泊業』、『タクシー・ハイヤー業』とする」ことが承認されております。

事務局といたしましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少傾向が続いていることから、計画どおり実施することとし、視察先を平泉町の飲食業（㈱平泉観光レストセンター平泉レストハウス）を候補として提案いたします。また、一関公共職業安定所から、県南地域の雇用情勢等について説明を受けたいと考えております。

なお、視察日程は 6 月 20 日（月）を提案いたします。

○丸山会長

コロナの状況が落ち着いてきているという認識は私も持っておりました。今の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○瀬川委員

まず、県の非常事態宣言も解除されましたので、実地視察を再開することに関しては賛成したいと思います。ただ、状況として、コロナ禍の影響だけではなく、最近の世界的な経済情勢を踏まえて、原油高や公共料金の値上げというものがダブルパンチとして来ている実態がありますので、やはり視察をする際にはそういった視点も持ってやっていただきたいと思っております。

残念ながら私、この日は午後から別の会議があり、午前中だけの参加で、途中一関から新幹線で戻るという形になります。賛成しておきながら途中で抜けるということで申し訳ありませんが、ぜひ実施していただきたいと思っております。

○丸山会長

具体的に修正等のご意見ではないですね。きちんと今の情勢等も踏まえた視察になるようにということです。

他にございますか。

○熊谷委員

今、瀬川委員からあったとおり、昨年、一昨年はできませんでしたけれども、現場を直接見るという機会になるということで、非常に有効だと思いますので、実施するという点に関しては大いに賛成です。今までの過去の業種のバランスや今の状況を見ながら決められたと思うので、以前は県北に行ったりということもありましたけれども、今回は県南の平泉レストハウスさんということで異論はまったくありません。ただ、午後は一関公共職業安定所さんから雇用情勢のお話を聴くということでしたが、別の企業に視察に行くという可能性はなかったのでしょうか。雇用情勢も大事なのかもしれません、可能であれば企業を見るほうが、なおよいのかなと感じました。

○事務局

正直に申し上げますと、なかなか企業の選定には苦慮しておりまして、この準備を進めている段階であった4月の半ばというのは、コロナの感染者数が非常に多い時期でございました。そういったことがありまして、2か所以上のところを探すというのは、当時は厳しいということがございまして1社にさせていただきました。

それから、以前から県境問題などもございまして、一関が宮城県と接



しているということがございますので、そういったところも含めまして、安定所長から説明があれば有意義な意見交換ができるのではないかと考えているところでございます。

○丸山会長

事務局のほうも大変だったのだらうと思います。

○熊谷委員

了解しました。

○佐々木委員

平泉レストハウスさんのところではそのオーナーさんのほうから説明があるということでしょうか。

○事務局

はい。本審議会でご承認いただいたあとに、私が平泉観光レストセンターの社長様とお会いして打ち合わせしたいと考えておりました。ですので、これから打ち合わせをしますが、社長様から事業の概要や企業の状況をご説明いただくという予定になっています。

○佐々木委員

無理かもしれませんが、従業員さんの声を聴くということではできませんか。平泉レストハウスさん1社になっていますので、そういうことがもし可能なのであればお願いしたいのですが。

○事務局

はい、そのように考えておりましたので、これから調整させていただきたいと思っております。

○丸山会長

従業員の方からも聴けるように調整をするとのことでした。

○松川委員

昼をまたぐようですが、食事の予定はこの平泉レストハウスさんなのでしょうか。

○事務局

食事は別に予定していました。

○松川委員

視察するというところで、ここで食事したほうが平泉レストハウスさんにとってはありがたいのではないかと思います。

○事務局

その辺は皆様のご意見を頂戴して実施したいと思いますが、皆様のご意見いかがでしょうか。

○丸山会長

今のは、せっかく視察をするのだからそこで食事してあげたほうがよいということですね。

○松川委員

そうしなければならないわけではないですが、心情的にはそうしたほうがいいのではないかと思います。

○吉田委員

おっしゃるとおりだと思います。施設側にはお世話になるので。

○丸山会長

全体の雰囲気としては、お世話になるしそのほうがいいたろうということですね。

それでは具体的に調整していただいて、ご無理がなければそのようにということにしていただければと思います。

○事務局

食事の内容は一任させていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丸山会長

他にありますか。

それでは事務局の提案どおりで、今いくつか、従業員の方の意見を聴く、あるいは食事の場所について修正のご提案がありましたので、それも踏まえて実施をしていただきたいと思います。

#### ウ 審議会の公開について

○丸山会長

それでは次の議題ですが、議題（1）ウ「審議会の公開について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

審議会の公開について、資料No.2 審議会規程集の13ページのとおり、当局においては、令和元年度第1回審議会において、本審の原則全部公開が承認されております。あらためてご確認いただきたいと思います。

なお、資料No.7 記の6のとおり、先般専門部会の公開について要請がありました。公開に関する事務処理要領のとおり従来の取り扱いとしてよろしいかお伺いします。

○丸山会長

審議会の公開についてということで、もう一度ご確認しますと、一つは今行っている本審議会は原則公開にするという、そのままということ

です。

それから専門部会のほうですが、組合のほうから公開して欲しいという要求があったということですが、私も何回か経験をしまして、個別の企業の内部情報であるとか、労働現場の生々しい情報を含めた議論ということでやっておりますので、そういう点でいうと、公開というのは厳しいのだろうと考えています。専門部会については、従来どおり非公開という形で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丸山会長

それではそのように取り計らいたいと思います。

エ 審議会運営上の了解事項について

○丸山会長

次に議題（１）のエ「審議会運営上の了解事項」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

先程審議日程のところで説明した「県最賃は10月1日発効、特定（産業別）最賃は年内発効を目標に審議日程を調整すること」のほか、昨年度の審議会運営上の了解事項として確認されていた、

① 運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること

② 県最賃の参考人意見聴取は、労働者3人（県労連含）、使用者2人から行うこと

③ 行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること

④ 効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること。

を、今年度の了解事項としてよろしいか、岩手地方最低賃金審議会の方針を改めて確認させていただきたいと思います。

○丸山会長

それでは事務局から説明があった事項について、継続ですけれども、今年度の了解事項としてよろしいかどうか、意見のある委員はご発言をお願いします。

○瀬川委員

まず、了解事項に入る前にこの審議会の在り方について確認したいと

思います。

今朝の新聞でも報道されていましたが、2025年度に最低賃金1,000円という記事が出たわけです。政府の最低賃金引上げを2025年度までに全国平均で時給1,000円以上を目指すということ了新資本主義実行計画の工程表に盛り込む方針であるということが出されていて、そもそも地方の最低賃金を決めるというルールということのはどうなのかということに非常に疑問を感じております。私がこの審議会に出させていただくようになったのが昨年度の6月からでしたが、最低賃金を決めるに当たって、政府の方針に沿った形での28円というのを言葉は悪いかもかもしれませんが、無理くり押し付けられた感じがありました。当然使用者側は全員反対して、労働者側と公益委員が賛成して決定ということになったわけですけれども、そもそも地方の最低賃金を決めるに当たって、あくまでも中央の目安額であるものが決定額のような扱いになって、地方の審議会の議論をまったくないがしろにするというか、時間をかけてやること自体に正直疑問を持っております。そういう憤りの中で、今回この審議会の当日の朝にこういう新聞の記事が出ました。去年の審議会の決定のときに、岩手県の地方最低賃金審議会として、国に対してこういった地方の議論をある意味ないがしろにするようなやり方については、国に抗議をして欲しいということをお場で皆で確認して、労働局さんから国に対してそういう申出をして欲しいということになったわけですが、それがさらに輪をかけて酷くなってきているのではないかと思います。これに関して国のほうでは一体どのように考えているのかというように非常に疑問を感じます。新聞には、審議会の軽視だと書かれていましたが、私もそのように思います。地方の経済情勢や、使用者側の支払能力、労働者側の生活実態をお場で審議して、お互い労使が妥結点を見出すというやり方がきちっとできるような審議会の在り方というのを望んでおります。

ましてや今は経済情勢の先が本当に見えない状況です。去年はコロナだけでしたが、今はウクライナ情勢から始まった原油高、さらに電力を始めとする公共料金の値上げによって、中小企業は本当に厳しい状況です。例えば、青果組合では今月中に2社が廃業するというような話も来ています。また、タクシー業界は例年の売上の4割ということで、雇用調整助成金が延長になったため助かっていますが、辛うじてそれで食いつないでいる状況です。でも、もう中小のタクシー業界などは限界なんです。そういう中で、今の中小企業のための最低賃金制度、セーフティネットとしての役割というのが別の意味としてどんどん政治利用さ

れていくということに関しては、この審議会の皆さんと審議を尽くすということからすると、非常に憤りを持っているということで、意見を皆さんに伺いたいですし、実際に国に対して岩手労働局さんのほうから昨年の審議会での意見をきちんとお伝えいただいたのかということも確認したいと思います。

○丸山会長

確かに昨年の議論を踏まえて事務局から本省のほうに伝えるということになったと私のほうでも記憶しておりますが、何か説明できることはありますか。

○事務局

本省への報告につきましては実施をしているというところでございます。

それから昨日読売新聞、本日岩手日報に掲載されてございました、2025年度に最低賃金1,000円以上というようなことですが、私どもで把握している範囲でお話しさせていただきます。経済財政運営と改革の基本方針2022（仮称）（原案）に、「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」と記載されていまして、1,000円到達の具体的な年限が明らかにされたことはありませんし、決定した事実もないと聞いております。

それと、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（案）におきましては、「本実行計画を具体的に推進するため、5年間を目途とする工程表を作成し、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、PDCAサイクルを進める。」という記載がされているようですが、具体的な工程表は決定されていないというふうに聞いております。現時点はそういったことでございます。

それから、決して審議会を軽視しているつもりはございません。

○丸山会長

当然私自身も、そもそも全国一律にするべきでないかという大きな議論はあるのですがそれは置いておいて、現行の制度を前提とした場合に、目安はあくまで目安ということで、まったく無視するということはできませんが、目安として労使が審議を尽くして、地域の実情を踏まえて本審議会として主体的に責任のある判断、検討をするということだと受け止めております。

労働者側はどういう考えなのか、きちんとこの場で確認したいということかと思えます。

○佐々木委員

政府のほうで実質的にこれで決定しましたということはまだ私どもも聞いていませんし、これが本当にどういう影響を及ぼすのかということは計り知れないこともありますので、労働者側としても静観するという部分はあります。ただ、基本的には労働者側とすれば早い段階で1,000円を目指すということは、機運は変わっていないということで、それはそれで理解はするということです。今の段階でここでコメントするというのはなかなか難しいと思っているところです。

○丸山会長

当然労働者側としては賃上げについては歓迎するということですが、審議の運営の仕方として、この審議会できちんと責任のある結論を出す審議をしたうえで主体的に判断するという、ここについてはよろしいですか。

○佐々木委員

ここは基本は変わりはないと思いますので。

○瀬川委員

予想どおりの回答でしたが、中央審議会の状況を見ながら、我々の上部団体の全国中央会や日本商工会議所さん等がありますけれども、我々の上部団体の内部での検討の中では、場合によっては審議会そのものの出席を見合わせるというような強い意見も出ていますから、繰返しになりますが、岩手県の経済状況なり使用者側の状況や労働者の実態をきちんと出し合った状態で審議を進めるというふうにぜひやっていただきたいと思います。

○菊池委員

今中央団体のお話がありましたが、日本商工会議所でも6月下旬に東商日商の労働委員と全国の地賃の委員をやっている専務理事を中心とした会議があり、私も出席します。

最終的には会長がおっしゃるとおり、地方の実情を踏まえて、目安は目安であり、地方で判断するということになると思いますが、もし仮に日商関係商工会議所関係の委員は出席するなというふうに中央が決定すれば、それはなかなかあらがえないので、そうならないようにしたいとは思っていますが、6月下旬の会議次第です。

○丸山会長

非常に厳しい状況だということですが。

○吉田委員

政府のほうからそういったことが出てくるというのは今回に始まった

ことではなく、春闘のときにもありまして、多少労働者側の中では、来月に予定されている選挙の対策の機嫌取りかなというような声も上がっています。実際それが終わってみればそんなに大きな賃上げになっていなかったということも実情としてありますので、あまり敏感に反応するのもどうかなと思います。ですから、中央の審議を含めて今までどおり、審議会の歴史を踏まえて冷静に審議していけばいいのではないかと思います。

○丸山会長

それでは先ほどの具体的な審議会運営上の了解事項についてはよろしいですね。資料の件に関しては、スリム化ということで昨年度もそうでしたが、委員にとって必要な資料の提案があったときには柔軟に対応していただけるということです。

審議会運営上の了解事項については了解したということにいたします。

(2) その他

○丸山会長

他になければ次の議題に入ります。

議題(2)「その他」です。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局

前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会長及び岩手労働局長あて、最低賃金に関する意見書等が4通提出されておりますので報告させていただきます。

まず、資料No.5-1、5-2(「令和4年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長)をご覧ください。資料No.5-1、5-2とも意見書の内容は同じとなっておりますが、あて先が岩手地方最低賃金審議会長と岩手労働局長あてとなっております。関連する部分だけを読み上げて報告させていただきます。次に、資料No.6(「令和4年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県商工労働観光部長)をご欄ください。あて先は岩手労働局労働基準部長、職業安定部長、雇用環境・均等室長あてとなっております。こちらも関連する部分だけ読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No.7(「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」全労連東北地方協議会、岩手県労働組合連合会ほか)をご欄ください。あて先は岩手労働局長あてとなっておりますが、審議会の審議内容に関わるこ

とも要請されておりますので関係する部分だけを読み上げて報告させていただきます。

(事務局から、資料No.5-1、5-2「令和4年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書(岩手県議会議長)」から7「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求め要請(全労働東北地方協議会、岩手県労働組合連合会ほか)」までの順に、要請要旨が読み上げられた。)

○丸山会長

何かありますか。

○吉田委員

毎年このような多団体、組織から意見書が提出されていますが、これは公開されている書類でありまして、それについて重要性を再度確認したいと思っているところであります。

今ご紹介がありました、4組織、最初の岩手県議会から稲原局長のほうに出されている内容、それから同じく県議会からこの審議会の会長である丸山会長のほうに出されている内容、それから商工労働観光部長さんから労働局のほうに出されている意見書、それから全労連のところで、内容を見ますと毎年同じようなことを指摘されていることを含め、いずれにしても出してきたところそれぞれへの回答があるのかなのか、この公の審議会で確認させていただきたいと思います。

○丸山会長

意見書等の扱いですが、当然この場でお配りして説明をしておりますので、委員の皆様の評価はそれぞれ違うかと思いますが、これを踏まえて審議いただいているものと思っておりますが、事務局のほうで意見書の取扱いについて説明できるのであればお願いします。

○事務局

当局としましては、各団体からいただいた要請を皆様にお示しして、この内容を踏まえご審議、運営をさせていただいているということでございます。

○事務局

少し補足いたしますと、先ほどの資料No.5-1、5-2、6、7がありまして、7のいわて労連の関係は別途要請を受けておりまして、それは労働局として回答はしております。それから、5-1、5-2、6は丸山会長と私共局長と私含めて各部室長あてなのですが、こちらの意見書を出されて、皆さんご承知のとおり、最低賃金というものはこちらの



最低賃金審議会では生計費、賃金、賃金支払能力を考慮してしっかり議論をして進めていただくということがございますので、先ほど事務局からお話ししたのは、この場で皆様こういった意見がございますということをご報告させていただいて、認識していただくというのがこちらとしての対応というふうに考えております。

○吉田委員

私としては個人名が載せられているうえでこういった意見書が出されているということをしつかりと認識しながらこういった場で流すという言い方はおかしいかもしれませんが、例年の定例的なものとしての扱いだということをしつかり認識しながらやらなくてはならないということを確認しなくてはならないかなと思います。

○丸山会長

ほかに何かありますか。

それでは他に何もなければこれで議事を終了します。